

公益社団法人日本バス協会

## 貸切バス事業に関する適正化事業（コンサルティング）の導入について

### 1. 適正化事業導入の趣旨

「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」において、貸切バスの安全性向上施策の一つとして、「業界団体を中心として適正化事業（法令順守の徹底に関する営業所への巡回指導等）を導入、推進する。」ことが盛り込まれた。実施時期は、「業界団体との調整が完了次第実施」となっている。

これを受けて、日本バス協会は、適正化事業の実施主体となることが想定される各都道府県バス協会とともに適正化事業導入について検討を進めることとした。

### 2. 貸切バス事業に関する適正化コンサルティング事業検討委員会の設置

適正化事業の検討、推進のため、日本バス協会に検討委員会を設置。8月7日に第1回委員会を開催。

（検討会のメンバー）

国土交通省自動車局、自動車事故対策機構、ブロック別バス協会等、日本バス協会

（第1回委員会の概要）

第1回委員会では、既に適正化事業に取り組んでいる宮城県バス協会、静岡県バス協会等から実施内容について話を聞くとともに、実施の準備を進めている千葉県バス協会から説明を受け、その後今後の検討事項等について審議した。

（ワーキンググループの設置）

委員会の下に、適正化事業の実施内容等について詳細に検討するため、ワーキンググループを設置することとなった。

### 3. 適正化事業実施についての検討課題

- ・適正化事業における事業者に対する具体的チェック項目
- ・適正化事業実施の体制、指導員の確保等
- ・適正化事業実施にかかる費用の捻出
- ・適正化事業の導入推進のためのインセンティブ
- ・適正化事業の対象となる事業者
- ・日本バス協会の会員以外の貸切バス事業者に対する取扱い
- ・行政との関係

### 4. 今後の取り組み

委員会での検討を踏まえ、今年度中にいくつかのバス協会での試行を目指し、また、26年度以降は、地方バス協会と十分調整の上、準備が整ったところから順次導入の予定。